

平成23年度 第3回 新潟市障がい者施策推進協議会会議録（要旨）

○日 時：平成23年10月27日（木）午後1時30分～

○会 場：新潟市役所第1分館6階 1-601会議室

○出席委員：13名（欠席委員2名）

関係課：児童相談所，こころの健康センター，各区健康福祉課長

事務局：福祉部長，障がい福祉課長

○オブザーバー：新潟市障がい者地域自立支援協議会会長

1. 開会宣言

2. 福祉部長挨拶

（司 会）

本日の委員の出席状況でございますけれども、大谷委員と柳委員から欠席のご案内をいただいております。遁所委員からは、遅れると連絡をいただいております。そうしますと、15名の委員の内12名の方が出席されておりますので、過半数を超えておりますので、協議会条例第5条第2項の規定により、この評議会が成立していることをご報告いたします。また、今回もオブザーバーとして、新潟市障がい者地域自立支援協議会会長の山賀亮一様にご参加いただいております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、会長に進行をお願いいたします。

（島崎会長）

皆様、こんにちは。お忙しいところをお集まりいただきまして、お疲れさまでございます。

それでは、早速、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思っております。はじめに、追加資料の提出ということで、よろしいですか。

（事務局）

資料3から。

（島崎会長）

事前にご連絡いただいておりますところによれば、追加資料ということで、実は、3について、前回の協議会でご質問のありました事項について、こころの健康センター精神保健福祉室からご説明いただくということがありましたので、そちらからいただいてよろしゅう

ございますか。

では、お願いいたします。

(事務局：永井)

こころの健康センターこころの健康推進担当課長の永井と申します。よろしくようお願いいたします。

お手元の資料3をご覧いただきたいと思います。前回、ご質問のございました、地域生活における移行先の状況についてのご説明となりますけれども、この調査につきましては、県が平成18年4月から調査を実施しておりまして、達成状況、実績値、82人の内、平成20年7月から平成22年6月の退院者31人のみが退院先まで調査されております。残念ながら、それ以前の退院者51人の退院先までは調査されておりませんので、誠に申しわけございませんけれども、ご容赦をお願いいたします。

内訳ですけれども、民間アパートが1名、中間施設が8名です。中間施設は、下のほうにも説明がございますけれども、2年間入所限定されております生活訓練施設、援護寮などの社会復帰施設ということになっております。特別養護老人ホームなどの高齢者施設が16名ということで、計31名という内訳になっております。今後とも、地域生活への移行を積極的に促進しまして、障がい者の生活を地域全体で支える体制を整えるとともに、障がい者の皆さんの自立と社会参加を図っていきたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

精神科病院入院者退院先について、ご説明がありました。柏委員からご質問があった事項でございますけれども、いかがでしょうか。

(柏委員)

内訳を出していただきまして、ありがとうございました。私の息子は18歳でちょうど発病したものですから、退院する場合、やはり在宅というか、両親の元にとということが今までずっとあったのですけれども、同じ年代の方々が退院したときに、多分、調査に載らない中にあるのではないかと思うのですが、両親の元や、あるいは配偶者の元に退院ということで、本人が30歳以上などになっても自立した生活とか、あるいはいろいろな地域の支援を受けて生活をするというほうに移行していないのではないかという疑問があったので、出させていただきました。今後、また詳しいことが出ましたら、ぜひ、お願いしたいと思います。

精神障がい者の場合、発病するのが義務教育の後半とか、あるいはその後ということが多いので、家族が引き取っているという例が非常に多いように私は感じております。そこから、だんだん両親が高齢になりまして、同じく年金生活に入った場合に、入退院を繰り返

した場合に、入院費も払えないような状況などになりますので、そういう状況をどうにか打破するような形で地域生活のほうに移行するように、基本方針に入れていただきたいと願っております。

(島崎会長)

今、柏委員からお話がありましたように、計画のところにきちんとそのことが盛り込まれていくことを、協議する中で確認していければと思います。

このことについて、ほかに。よろしいでしょうか。またお気づきのところがあったら出していただければと思います。

次に、障がい者計画・障がい福祉計画策定スケジュールについて、資料1によりまして、事務局からご説明願います。

(事務局：大倉)

障がい福祉課管理係大倉と申します。

資料1をご覧くださいと思います。スケジュールなのですが、本年度の第1回目で、計画を作るに当たっての今年度のスケジュールをお示しさせていただいております。しかし、かなり回数を重ねた議論が必要だということを確認いたしまして、今回、新たにスケジュールをお示しするものです。今回は、10月27日ですので、骨子案の検討というところに施策推進協議会の開催という矢印がついておりますが、そのあとに、もう一回、こちらのほうは日程調整をさせていただいている最中ですが、そこまで予告というかお願いをしておりますが、さらにもう一回挟む必要があるかと。と申しますのは、障がい者計画と障がい福祉計画の2本の計画を作るわけですけれども、障がい福祉計画については後ほど説明をさせていただくのですが、国の指針が示された、まだ先に示されていない中身等もございますし、障がい者計画についても、今回、わりと文章を作ったものをお出しするのですが、まだまだご意見を頂戴して手直しすることが必要だと考えておりますので、11月の終わりから始め、また、その後ということで、1回の開催をお挟みいただきたいと考えております。また、この資料1の、本日の10月27日の上に地域自立支援協議会、10月6日ということが記載されておりますが、オブザーバーで参加いただいた山賀さんからも今日は参加していただいておりますが、10月6日に地域自立支援協議会が開催されました。その際に、施策推進協議会の連携ということで、この障がい福祉計画を作成するに当たって、ぜひ、ご意見を頂戴したいということを申し上げて、そういった密接なつながりをしていきたいと思いますということで、ご確認をお願いしたところがございますので、それも今回、併せてこのスケジュールの中で報告させていただきました。委員の皆さんには、回数が増えるということで、何かとご負担をおかけするのですが、よりよい計画づくりのためにご協力をお願いしたいということで、

ご了承くださいたいと思います。よろしくお願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今、事務局から、資料1のスケジュールの変更について、1回、施策推進協議会の会議が入りますということのご説明がありましたが、いかがでしょうか。大変お忙しいところ恐縮に存じますが、年明け以降、なかなかパブリックコメント、それから社会福祉審議会ですとか、また、連携をしていく自立支援協議会、市議会等、手続き的などの流れを見ていきますと、やはり、できるだけこの会議で中身を確認して、いいものにして、相互につなげていければということがあると思いますので、私としては、このスケジュールで行かせていただければと思います。ご意見がございましたらと思います。その間に、ペーパーで、例えば、ご意見をいただきたいということも出てくるかと思いますが、毎回長時間の会議時間をいただき、さらにということで申しわけなくと思いますが、特にご異存がなければ、このスケジュールで事務局のほうで調整させていただきたいということで、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、今日の議事の一つ目になりますけれども、第2次新潟市障がい者計画骨子(案)、それから、第3期新潟市障がい福祉計画骨子(案)について、委員の皆様から、忌憚のないご意見をいただいて、そして、それをまた次回の会議でできるだけ成案にしていけるようにしていきたいと思っております。ご意見を反映した素案は、次回、事務局から作成いただくということで、さらに意見を頂きながら、計画に反映させていくということで、回を重ねるということもございますけれども、資料2の障がい者計画骨子につきまして、事前に送付いただきましたので、資料2を読んできていただいていると思いますので、事務局からは、現計画から変更した部分を中心にご説明いただき、皆様からご意見をいただき、協議していきたいと思っております。

それでは、事務局から、資料2の第2次新潟市障がい者計画骨子(案)について、ご説明をお願いいたします。

(事務局：大倉)

引き続き、障がい福祉課大倉より説明いたします。

資料2をご覧いただきたいと思っております。お送りしたときに説明書きを若干入れておりますが、全体的には、今の計画を基本に修正しています。削ったところは二重消しで線を引いていますし、加えたところには下線を引いて強調しています。さらに、前回、委員から頂いた意見に関連するような部分には吹き出しを加えて注目させるようにしておりますので、それを踏まえてご覧いただきたいと思っております。

1 ページから内容が始まるわけですが、趣旨というところで、こちらは新たに文章を作り直しております。国の動きがかなり変わっておりますので、その辺りを詳しく書いてあるところがございます。

それから、2 ページは計画の位置づけ、基本的理念、考え方ということで書いてありまして、基本的理念及び考え方については、前回お示ししたものに説明を加えて記載しております。

また、3 ページの下に、障がい者とはということで、障がい者の定義を載せておりますが、こちらについては、障害者基本法の改正において定義が改まっておりますので、それを用いております。

また、4 ページには、計画の構成。これは前回にお示ししているものです。

それから、5 ページから 11 ページにかけて、障がい者の状況ということで、基礎データです。手帳の所持数でありますとか、自立支援医療の利用者の推移。

それから、12 ページから 17 ページにかけては、アンケート調査をし把握した障がい者のニーズということで、主なものを記載してあります。

18 ページ以降が各論ということで、それぞれの前述の構成に沿って文章を書き加えていったものです。項目によってはだいぶ見えづらい部分、大幅な変更で見えづらいところもあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。こちらは全ては説明しませんが、二重消しは削ったところ、下線部は追加したところということでございます。19 ページの下のほうの吹き出し、当事者からの意見を反映できるよう努めるという吹き出しがありますが、こちらは、前回頂戴した意見で自立支援協議会等でも当事者の参加というご意見がありましたので、それを反映させたような形になっております。

それから、少し飛ばさせていただいて、23 ページ、サービス基盤の充実というところでは、待機者が多く、入所がなかなか難しいという現状、それから、特別支援学校の卒業生は増えていきますという状況、それらの部分の現状とそれらの対応の記載を加えたものでございます。

そのような感じで読んでいただいて、また、26、27 ページにかけては、権利擁護の推進ということで、27 ページの上のほうには具体的な取り組みを記載、成年後見についての取り組みの内容を記載しております。これは、自立支援協議会で提起された課題の対策内容を反映したのになっております。

それから、少し進めまして、29 ページ。これは所管課で調整中という中途の状態で申しわけないのですが、前回、滝委員から、歯科検診についてのご発言がございました。それを計画に盛り込むべく調整中というところがございます。

またしばらく続きまして、31 ページ。前回、ジョブコーチの活用についてのご意見を頂戴いたしました。雇用の分野の面で活用を図ろうという記載を加えております。

またしばらく行きまして、34 ページ。中ほどに、療育支援体制について検討を進めという吹き出しがありますが、こちらもその仕組みづくりを別途検討することとしておりますので、こちらの記載を加えております。

それから、35 ページ。教育の部分では、前回、複数の委員の皆様から意見を頂戴いたしました。これはお名前を間違っていて申しわけなかったのですが、角田委員発言の早期支援についての記載とありますが、これは柏委員であったと思いますので、訂正させていただきたいと思います。こちらについても、早期支援の部分だけではなくて、学校教育に関するものがありましたので、こちらのほうは所管課でどのように反映できるかということで、検討しているところでございます。

そのような形で幾つかございまして、42 ページは、計画の推進に向けてというところで、記載しております。関連する資料として資料 12 があるのですが、施策推進協議会の役割が、障がい者に関する施策の実施状況の監視という部分も加わって、それに伴って名称も変わるという形になりますので、その部分をこちらでも変えるような状況になっています。

それ以降は、43 ページからページが横向きになりますけれども、43 ページから 60 ページにかけては、それらの計画を行うための具体的な市の事業の実施予定を記載したものであります。

それから、61 ページは、具体的には省略をしておりますが、製本の段階では、計画の策定経過や反映する資料を添えて、障がい者計画にしようということで、骨組みを作っていたところです。

簡単ですが、資料を皆様読んでこられたという前提で、簡単に説明させていただきました。よろしく願いいたします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

第2次新潟市障がい者計画骨子(案)につきまして、今、ご説明いただきました。資料をお送りする中に、委員の皆様にご事務局からお伝えすることとして入っていましたが、次期障がい者計画についての法改正や現計画の振り返り、あるいは、先回頂きましたさまざまな委員の皆様からのご意見等が反映されたものになっているかどうか、あるいは、もう少し書きぶりを濃くしたほうがいいのか、加えたほうがいいのかというところのご意見を頂きたいと思っておりますし、二重消しの部分につきましては、終了した事業については済んだこととしてよろしいかと思っておりますけれども、消してあるけれどもこの表現はまだ残して

おいてもいいのではないかということも、お気づきのところがありましたら、おっしゃっていただければと思います。自立支援協議会との連携、自立支援協議会からご意見を頂いて計画を作っていくというところを確認させていただいておりますので、今日、ご出席の山賀会長からもご確認いただいて、十分、自立支援協議会のご意見、ニーズ等が反映されたものになっているかどうかもお確かめいただいて、また、忌憚のないご意見をいただければと思います。また、資料4として、塚野委員からも意見ということで提出がありましたので、それも見えていただきながら、塚野委員からもご説明を含めてご意見をお願いできればと思います。どうぞ、ご意見をいただければと思います。

目次を見ますと、第1部総論、第2部各論で、それぞれ、総論が1から8まで、第2部の各論と6の啓発・広報活動の推進、そして、第3部が計画の推進に向けてということで骨子ができておりますが、その骨子の表現も、もしお気づきのところがあれば、含めて、それぞれの分野、お立場に関連するところで、見ていただいたところのご意見をいただきたいと思っております。

このような進め方でよろしゅうございましょうか。第1部から順々にということもあるかと思っておりますけれども、できるだけ出していただいたほうがいいかなと思っておりますので、お気づきのところから、よろしく願いいたします。

(遁所委員)

改正障害者基本法に基づいた障がい者の定義などを盛り込んでいただいたところは大変評価できる場所だと思います。

35 ページからの学校教育について、改正障害者基本法の条文の中で、眺めていたらまたさらに気がついてしまったのですけれども、なるほど、特別支援学校、それから相談支援体制と一貫した学校教育における障がい児等に対する支援については、精査しているというところではないかと思うのですけれども、改正障害者基本法の中では、内閣府の委員会の中で、末松副大臣が、改正障害者基本法の教育の条文のところ、この条文からすれば、普通学校の通常学級で、障がいのある子どももいない子どもと一緒に学ぶ機会を与えられるように応援するような条文になっております。そういう公言というか公文書として残っているところもありますので、やはり、普通学校で学ぶということも計画の中で盛り込んでいただければいいのかなと。改正障害者基本法に基づく流れからすれば、それも入れていいのかなと思いません。改めて、この骨子案について、そう思いました。

(島崎会長)

遁所委員、具体的に、どこにどういう形でということがもしご提案がありましたらどうぞ。また具体的な文言等。

(遁所委員)

ここは特別支援学校について盛り込んであります。やはり、もちろん、発達障がいの支援等、必要な文言があると思いますが、それにさらに普通学校への配慮というところもまた考えていただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

ほかによろしゅうございますか。

(野村委員)

23 ページのサービス基盤の充実ということで、ここに、待機者問題を含めてありましょうけれども、コールセンター事業という新しい事業が入っていたような気がしますけれども、これはどこかで入れていただけるのでしょうか。

(事務局：大倉)

事務局からお答えいたします。

事業としては実施いたしますので、記載漏れかと思っておりますので、改めて確認しまして、相談の部分になりましょうか、修正いたします。

(野村委員)

続いて申しわけないのですが、もう一つだけ。児童デイサービス、36 ページですか、その事業に入るのですか。

(事務局：大倉)

35 ページの(3)放課後等活動の充実という部分に、新しく、児童発達支援として行われる放課後等デイサービスを含める必要があろうかというお話かと思っておりますので、仕組みとしてはそれがありますので、該当すると思っております。

(野村委員)

ありがとうございました。

(島崎会長)

よろしゅうございますか。

そうしますと、サービス基盤の充実のところからコールセンターへの取り組みがあるわけなので、それを具体的に入れるということと、35 ページから、放課後等活動の充実の項に 36 ページの主な事業のところに入るということで、事務局、よろしゅうございますか。その入る項目について記載する、表現的に書いたほうが、より子どもたちの文化支援や日中活動支援が明確に出るような書きぶりも必要かなと思っておりますので、そこもお願いしたいと思っております。

ほかにございませんでしょうか。次回もありますけれども、今回、具体的にお出しただ

くと、より具体的な案になると思います。

(滝委員)

よろしく願いいたします。

28 ページの上から 11 行目くらいでしょうか、また、児童相談所や、はまぐみ小児療育センター、そこのはまぐみ小児療育センターを消してありますが、私の認識が違うのか、これは R I S E ということで J O I N ができたので、県立の R I S E ということでされているのか、はまぐみ小児療育センターには医療機関の部分も含まれていると記憶しているのですが、医療機関の部分では、次の行の医療機関というところに入るということで削除されているかどうか、お聞きしたいと思います。

(事務局：大倉)

はまぐみ小児療育センターの建物の中には医療機関としての機能と、県立の発達障がい支援センターがありますが、現行計画を作ったときには J O I N がなかったためにこう書いたと理解できましたので、現計画のはまぐみ小児療育センターというのは発達障がい支援センターを中心にした表記ではなかろうかということで、その部分を新潟市の発達障がい支援センター J O I N に書き換えをして、医療機関の機能については、医療機関など、という部分で表現できていると考えて、このように修正しております。

(島崎会長)

よろしいですか。

いかがでしょうか。これで、保健・医療・福祉の充実、あと、今度は療育ということがしっくり入ってくるようになりますので、そういう意味では、県、市の設置主体にかかわらず、療育の機関という意味では、肢体不自由でありますとか重度の心身障がい児ですとか、いろいろな形での療育、医療、教育というところでの機能ははまぐみ小児療育センターにはあるので、消さなくてもいいかなという気はしますが、どうなのでしょう、この辺は。滝委員からご意見がありました。

荻荘委員、いかがでしょうか。ご意見がありましたらお願いします。

(荻荘委員)

私のはまぐみ小児療育センターで働いていたこともありましたが、純粋に医療だけではなくてそういう相談的なこともやっていますから、言葉を残しておいてもいいと思うのです。変な言い方をすると、純粋な医療機関かと言われると、そこはまたいろいろな特性があるところですので、そう思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。

今の滝委員、荻荘委員、それぞれ医療の分野からのご意見、ご発言で、多機能の機関は連携していったらいいと思いますので、またこの辺はそのようにできればと思いますので、よろしく願いいたします。

(事務局：大倉)

次の版を作るときに、それを踏まえて再検討したいと思います。

(島崎会長)

それぞれご覧になってお気づきのところ、ご意見を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

(岩崎委員)

福祉教育の推進というところで、先ほどもいろいろ出ておりましたけれども、少し教えてほしいと思うのですけれども、福祉と教育にまたがっているというか、我々、当事者側というか事業者側であるとかのこういう計画であるとかサービス内容については分かるのですが、教育ということになると、福祉側だけではなくて、教育現場のほうでどういう取り組みをしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。また、私が日ごろ仕事をしている中で、やはり、障がい者理解というものがまだまだ足りない世の中かと思うのですけれども、そのことを感じている中で、福祉教育の推進という項目のところが非常に少ないなという印象がしております。もっと具体的な何か、福祉サイドとしての課題がもっと挙がってくる必要があるのかなと思っております。主な事業として、福祉副読本の作成ということが一つ挙がっているだけなのですけれども、先ほども出ていましたけれども、連携をするということであるとか、インクルージョンということを実現していくためには、もっと強固な連携をしていく必要があると思っております。その連携策として、具体的な何か、もっと上げていくべき項目があるのかなと感じたのです。それはまた逆に普通校というか教育委員会になるのか、そちらのほうではそういう障がい者とのふれあい事業のような計画があるのかどうか、お聞かせいただければと思います。

(島崎会長)

今、岩崎委員からのご発言は、資料 40 ページのところの福祉教育の推進のところですね。そこがもう少し、教育委員会との連携というところですね。あと、やはり障がいの理解、障がいのある人たちの地域での一構成員として変わらない生活だという、理念的なところからいくと、もう少しこのところが普遍化するための施策といいますか、取り組みについて書いてあったほうがいいのかと思うところですが、事務局、その辺はいかがですか。

(事務局：大倉)

今日、お示しした段階ではこれだけで、少し寂しい感じもするのですが、今回の計画を作

るに当たって取ったアンケートでも、普及啓発ということが非常に要望として大きいものがありましたし、また、それを受けて、この計画の基本目標にも、そういった目標を分かりやすく表現したつもりです。そういうことを考えると、確かに、今やっていることももちろんですし、今後の部分については把握し切れていない部分もありますけれども、学校というか、教育サイドに確認なり、この計画を作るうえでの趣旨とといいますか、改めてお話をし、相談したうえでお見せできるものは盛り込んでいきたいと思っておりますので、これも、申しわけないですけれども、次回のお楽しみにしていただければと思います。

(島崎会長)

お楽しみが落胆にならないようにと思います。

斎藤委員、どうぞ。

(斎藤委員)

それに関連してなのですけれども、今、41 ページの4行目に、障がい児(者)との触れ合いの場や、子どもたちが学ぶ機会、体験する場を増やしていきますとありますけれども、主な事業は副読本の作成だけになっているわけです。今、シーズンなのでしょう、清水フードセンターやマクドナルドなど、私はここ1週間、町に買い物に出かけていっても、小学生や中学生たちが体験学習をしています。そういう中の一つとして、触れ合いの場や体験する場というものがあるのかどうか、学校教育の中にそういうものがあるのかも教育委員会に確認したり連携してお願いしたいと思っております。青陵短大であったり、あるいはさまざまな専門学校などが、自分の意志として、障がい者のものを自分の生涯の仕事としてとか、そういう意識の高い人たちはそれはそれでいいのですけれども、いちばん啓発が必要なのは、社会とといいますか、全体とというか、その辺の志を持つ前の段階でふれあって、ごく自然な形で障がい者と健常者が一緒になれるということが大事だと思いますので、それ以前の小学生、中学生、高校生という多感なところで教育されないがために、逆に人間の負の意識を過剰に反応してしまうというところがあったりするわけですが、そういうものが触れ合いの中でプラスの方向にどんどん育まれていくというのは子どもたちの時代しかないと思っておりますので、ぜひ、体験の場を増やしていただきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございました。

遁所委員、それから岩崎委員のお二方からも、教育のインクルージョンとといいますか、インクルーシブ教育の視点も書き込みながら、障がいへの理解が深まるようにということでの取り組みが必要なのではないかということかと思っております。

私も、昨日、北陸信越のバリアフリーに関する会議があったのですけれども、新潟市から

も出席されていましたがけれども、こころのバリアフリーといえますか、インクルージョン、ノーマライゼーションですとかそういうことへの実現に向けて、例えば、交通環境の整備などではバリアフリー体験を小学校、中学校の先生方に、まずはされたとか、新潟市でも、市教育委員会から社会福祉協議会と連携しながら、そういうバスを使って車いすなどの体験をして、実際に障がいのある人と環境についてチェックするとか、あるいは、その場面、子どもたち、総合学習の場面を作ってやっていくとか、高齢者の方とそういう活動の場を地域で持つように取り組んでいくということも実際にあるということで、この部分は、そういう意味では横串を刺すといえますか、全庁的に取り組んでという、福祉と教育というところもそうですけれども、交通政策とかそういうところで、障がいの有る無しにかかわらず生きやすい社会づくり、まちづくりということでの全庁的な取り組みもあると思いますので、その辺、ここに盛り込んでいくということができればと思っております。

お気づきのところがあれば。

(遁所委員)

相談の立場で出席させていただいているので、18 ページから、相談のことで少し確認させていただきます。

まず、19 ページの下から 10 行目くらいから削除されている、障がい者相談支援事業を実施し、専門的な相談員やピアカウンセラーの配置を進めという文章ですけれども、8 区にピアカウンセラーというものがまだ配置されていないということや、ピアカウンセラーについても、実際の相談業務をしている立場としては、女性の障がいを持ったピアカウンセラーはいないのかとか、やはり、もう少し多くの障がい当事者、さらに、このごろは精神の障がいを持たれた方の再就職などでも、ピアカウンセラーに興味を持っている、自立を目指している精神の方も相談に来られているのです。そのようなことから、ここの文言は外してほしくないと思います。

それから、23 ページの真ん中のところで、精神障がい者の退院促進も大きな課題になっていますというところで、1 行で終わっているのですけれども、来年の 4 月から、ふらっとやおれんじぼーと以外に、一般の相談事業所、指定相談事業所も、手を挙げれば退院促進事業を行えると。ただし、その退院促進事業を行えるスキルを相談事業所が身につけているかどうかは別にしても、やはり、退院促進事業というのは大きな鍵といえますか、精神の方が願っている、ふらっとの坂井さんの言葉を借りれば、精神病院から出ることが精神障がいの方のニーズなのだと、権利擁護なのだという言葉を借りれば、ここの 1 行はもう少しふくらませていただいてもいいのではないかと。具体的には、今、圏域の相談事業所が各圏域ごとに 20 か所くらいアンケート調査を行っているという経過があるのですけれども、退院促進

事業を行えるコーディネートをする圏域の相談事業所の予算が県では一般財源化してなくなる危険もあると。残す方向ではいますけれども、そのようなことも踏まえて、退院促進における相談事業のスキル、あるいはまた相談員の育成、そして、やはりここに重きを置くということはもう少し強調してもいいのではないかという気がします。

(島崎会長)

ありがとうございました。

柏委員、お願いします。

(柏委員)

遁所委員のおっしゃるとおりだと思います。退院促進事業だけではなくて、実際に生活移行している人がだんだん出てくるには、ピアの人たちと話をしていると、かなり家族から離れて自立生活をしていくという方が増えてきたように思うのです。そういうときに、相談するのが今のところはふらっとだけということで、ほかに相談事業者はたくさんあるのですが、精神に関してはふらっとに回ってきてしまうということで、対応できる職員、スタッフを作れないということもあります。

それから、やはり、新潟市ではふらっと一つというのは非常に少ないという部分で、各区ごとくらいにあるというのがとても大きな問題ではないかと思います。退院促進の場合は、本人だけではなくて、家族の意思が変わらないとできないということもありますので、私も具体的にどうとはできないのですが、今ある機関の中で、障がい福祉課や病院のケースワーカーとか保健師ということで連携を取りながら、ふらっとももちろん入ってケアマネ的な人を入れながらやれるということは実現可能なかなということで、そういうものをまずは含めて、あと、国のほうで出ていますけれども、包括的な支援体制を作るということを、今、言葉では言えないのですが、そういう部分が入っていくと非常に現実的になってくるのではないかと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。

19 ページから、これは戻したほうがいいのかという3行、そこと今の精神障がいの方の支援というところ、柏委員から出された部分もつながるところだと思いますので、さらに(4)のところで書き加えていくということが必要かと思いました。今、柏委員からも具体的なお提案もあったと思いますので、そのところを少し整理していければと思いますので、事務局から、またよろしくお願ひしたいと思います。

ほかにございますか。

(熊倉委員)

相談支援体制の中に入ってくるのかなとお話をさせていただきたいのですけれども、いつてみれば福祉と教育を通じた支援環境の確保ということになるのか、あるいは、相談支援における福祉と教育の連携ということになるのか分かりません。イメージというのはどういうことかといいますと、例えば、特別支援学校に通っている人たちでは、複数の困難、重複障がいである。それから、一般的な病気、あるいは慢性的な病気を併せて持っていらっしゃるとか、さまざまな困難なケースの方が多いわけなのです。そうすると、特別支援学校の中で適切なケアを受けることができるような、どのような連携になっているのかということが、今、ちょっと分かりません。つまり、例えば、本学級であるとかという形での、学校に行っていたらの方が、ひょっとしたら、そういういい支援環境が整えば、まず通えるようになるかもしれない。それから、例えば、発達の過程で、這って移動していた人の場合は、足が発達しませんので、小学校3、4年生くらいですか、時期を見計らって足の骨を付け加えるようなことをして、そうしないと、人の足というのは発達していかないのだということで、本当にそうなるのです。そうすると、その手術をしてからしばらくの間は、半円型の歩行器を使った練習があったり、あるいは、伝え歩きがあったりということ、家庭、学校を通じてリハビリをして、そして、動けるようになるということなのですから、その場合に、たまたま、学校の先生で医学療法士というかそういう資格の方がおられたので、その辺が大変スムーズに支援していただいたという例があるわけです。一方、そういう環境をうまく作れない場合は、やはり、学童の保護者がさまざまなサービスを求めて、自らコーディネートして、サービスをチョイスしながら、非常に大変なことをやっていたらと思うのです。それで、こういうことをトータルでケアしてもらえると、包括的な、いつてみればケアマネジメントといいますか、ですから、位置的には地域保健福祉センターにいらっしゃる保健師の方、つまり、医療的素養があって福祉に通じた方がこういったケースに大いに乗り出していただいてやっていただけないだろうかということ、これを切に思うわけでございます。

少し話は外れますけれども、総合福祉法になったときに、障害程度区分という話は卒業して、セルフマネジメントでこういうものが欲しいというところから始まるということにどうやらなりそうなのですが、知的障がい児者の場合は、それはセルフマネジメントができませんで、やはり、ケアマネジメント、もちろん、保護者が代弁をする、あるいはそれ以外のいろいろな方の代弁を受けながら、しかし、具体的な形でお願いする側が計画を作るというのはなかなか不可能なので、そういう意味では、ケアマネージャーの方に大きな位置を占めてもらってやっていただかないと、なかなか本当に困難な様子をいくつも抱えている方の場合は、その辺が決定的なものになってくるのかなという気がいたします。少し長い話になりま

して恐縮ですが、そういう意味で、福祉と教育を通じた支援環境の確保になるのか、相談支援における福祉と教育の連携というか、そういう要約の中で、何かそういう方面のサービスがいただけないものだろうかということでございます。

(島崎会長)

今の熊倉委員のご発言は、福祉、保健、医療、教育というところで、それぞれどういう形で連携する、あるいは具体的なコーディネーターをどうするか、ケアマネジメントをどうするかということが、もう少し見える形にしていってはどうかという、福祉と教育の部分の環境づくり。医療も含めたということだと思いますけれども、あまりまとめきれないほうがいいのですけれども、そのところがもう少し見えたらいいのではないかといいことだと思います。この辺はいかがでしょうか。関連の分野で、荻荘先生のところにお聞きするのですけれども、これはもしお気づきのところとか、何かありましたら、ご注文でも、またご意見いただければと思っております。

事務局のほうは、今のところについて、特にないでしょうか。

(事務局：大倉)

それに対して、すぐどうこう言えないのは申し訳なくて、私も会長と同じく関連して委員の皆さんのそれに関するお話を併せて聞きたいと思っていたところです。当然、そういうものができればいいに越したことはないと思うのですが、恐らくさまざまな課題がありそうなので、それをできるためのステップといいますか、一步をどのようにしていくとよさそうとか、そういったことでもいいので、お話を聞きたいと思えます。すみません、逆に振ってしまいますが。

(佐藤障がい福祉課長)

今の熊倉委員のご発言だと、一つは福祉と教育の連携の仕方といいますか、連携してどうやって環境を整えるのかという面と、セルフマネジメント、それからケアマネジメントの話になると、そういう中で、必要なサービスをどのように作っていくというような観点と、それを教育の場面で、ケアマネジャーみたいなものを入れてサービス作っていくというイメージだということなのではないでしょうか。教育と福祉の連携が非常に薄いということは従来から言われていて、そういうことをしていかなければならないという面と、福祉サービスをどうやってマネジメントしていくかという面と二つあるのかとイメージを聞いたのですけれども、その辺を教えてください。

(熊倉委員)

今まさにどこで取り上げてもらおうかということで、少し迷っていたわけなのですけれども、少し話が長くなりますが、まず総合福祉の関連で、どのようにするかという点について

例えば、これは単なる問題提起として、知的障がい児者にとっては、セルフマネジメントとはいかないので、いずれにしてもケアマネジメントみたいな体制を望んで、それによって初めて知的障がい児者にとっては必要なサービスを受け取ることができるようになるのではないかと。これは手をつなぐ育成会とか、いろいろなところでも言っておりますので、そういう趨勢になるのではないかと。これはこれで、話として聞いていただきたいと思っております。

仮にその場合であるとすれば、地域に現実にある今の仕事のあり方としては、地域保健福祉センターみたいなところで保健師さんが、医療に関する素養もあって、それで地域福祉のことをよく知っておられるという保健師さんがおやりになることになるのかと勝手に想像しているわけです。つまり、障がい者分野における、少なくとも知的障がい者分野における、老人でいくと包括支援センターみたいな役割を、そこで果たしていただくのが適切かなと勝手に思っている話なのです。

その辺を何となく展望しつつ、今現在の課題でいけば、これは話の発端そのものが特別支援学校という名前の中で、本当に特別支援教育としたときに、実際問題はそこで二重、三重のいろいろな困難があるときに、特別支援学校だからといって、どういう配慮が現実にあるのか、あり得るのかという点で考えていくと、つまり必ずしも十分な特別な配慮がない。それが特別支援学校かというような言い方になるわけですが、ただ現実の問題、やはり教育とそれ以外の分野というのは違いますから、学校の中ですべて引き受けるというわけにはどっちみちいかないだろうと。そうすると、特別支援学校の中での医療ケアについていえば、一定のものについては学校の養護教諭だとか、訓練を受けた人ができるようにするというようなケアもあるでしょうし、それから一般的な家庭に入りうるさまざまなサービスをとく場合によっては学校で、学童が必要なサービスを受け取ることができるようにすることができれば、それもプラスになるのではないかと。そして、もっと医療を学校の中でできるのだとすると、具体的にはどうすればいいのかというようなことに、私どももいろいろ考えていることがあります。

いずれにしても、福祉と学校を通じて、本当に必要なサービスをどこでして差し上げたらいいのかと。家庭であって、それは個別にということであると、大変困難な生活というものが目に見えている話なものですから、学童であれば、最も長い時間を過ごす学校の中で、もし一定の配慮がなされると、かなり養護者である保護者家族の負担も変わってくるのかなと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。今の熊倉委員のご説明で、かなり具体的に分かってきたかと思いますが、全体の中でどういう形で入れていくか。特別支援学校の教育の分野の中に医療が

できる専門職者がどういう形で配置されていくのか。それをまた地域でサポートする仕組みがあるのかどうなのかというところも、少し新潟市のさまざまな機関、機能の中で確認しながら、それを計画の中に入れていければいいのかとは思いますが。継続的に熊倉委員ともご相談をしながら入れていければと思っております。そのようなことでよろしいでしょうか。またお願いいたします。

限られた時間の中でございます。ご意見をいただければと思います。山本委員、就労とか、そういうところでいかがでございますか。お気づきのところなどございましたら。

(山本委員)

読ませていただきましたけれども、このとおりで。今回の計画につきまして、事前にちょうだいしたわけなので、それなりに読ませてはいただきましたけれども、どうしてもハローワークの場合ですと、私どものほうに来ていただいた方、それから生活班通じて支援をしていただきたいと。そういうことで、お見えになった方に対しての支援、援助というような形になりますので、ここに書かれている計画については、このとおりでよろしいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。野村委員さんはいかがでしょう。先回、議事としても入れて、そして、次の計画にどういう形で反映させていけるかということでのご提案もあったかと思えますけれども、私も少し見えてきて、入所施設等についても継続的にというような書き方ですとか、ケアホーム・グループホームという住まいの確保とか、いろいろ文言的に入っておりますけれども、この辺のところでご意見をいただければと思います。

(野村委員)

先回の私の書いたものに比べますと、大分表現が軟らかくなっておりまして、少し残念ですけれども、要するに待機者をどうするかという問題を、本当に真剣に考えていないというように思います。それは、この中で、前から同じことをおっしゃっていることなのでしょうけれども、グループホーム・ケアホームを作ります。整備します。何件できたでしょうかということを言いたいのです。ですから、なかなか待機者が減らない。だからどうしてくださるのですかというお話を提案したわけでしょうけれども、その話がほとんどここには載ってきておりません。

私が逆にお願ひしたいといひますか、待機者をどうするかという目標を挙げたいといひます。待機者の目標設定をすれば、逆にかえって待機者を減らすという目標を作らないと、これはなかなか、多分そういう意味で、またアンケートを取って、入所施設から出る人は何人いるかとアンケート取って、ほとんどが出ても大丈夫だとおっしゃっているの

す。これは、全部が地域へ出せるかどうか、本当に真剣に考えたら出せないのです。でも、表向きは出せるのです。これは数字と少し違っているのではないかと思っています。そういう意味では、待機している人が、何年たっても待機しますよ。ですから、それを早く直すようには、目標を決めて、早く待機者をなくすような施策をぜひお願いしたいということと、文言の中でも、私が提案した中でもあるように、一時的に期限を切った施設を作るとか、こういったことをお願いしたいということです。それは23ページの問題です。

それから、もう一つが、短期入所の問題。これはまだまだ受け入れ先の不足が課題となっています。それから、課題は確かにそのとおりだと思います。それをどうやって直そうかということの方策の方向性についてを、これも少し甘いのです。整備、充実、質の向上しか載っていませんので、そうではなくて、逆に言うところの場合も利用日数を制限するとか、そうしますと、多分、皆さんは制限されれば困るのです。困りますと、どうなりますかと。要するに矛先が行政に行くと思います。私どもは今、短期入所を断っています。全部私どもに来て、困っているものですから、私のほうの提案を出したわけでしょうけれども、その辺のところを課題として分かるのでしょうけれども、方向性をどうしたらいいかということをもっと真剣に中に入れていただきたいと思っています。

(島崎会長)

野村委員から、先回の会議で出していただいたことがどう反映されているかということです。具体的には21ページの中ほどに短期入所の利用者数うんぬんというところが下線で新たに書き加えられた部分がありますけれども、ここについてその下の施策の方向性で、基盤の整備、充実、質の向上といったところが具体的な数値目標につながるような形での書きぶりにすべきであると。

それから、23ページの一番下のところでしょうか。待機者がなくなるようにという下線の部分と、23ページ一番下の施設入所支援も必要に応じて継続していきますというのは、現状の継続ということで、新たにというような話ではないのですか。

(野村委員)

考え方が、もう少し突っ込んだ考え方にしてほしいと。

(島崎会長)

そういった先回のご提案からすると、もう少し市としての方向性が見える形にしてもらいたいということですね。具体的にどういった表現かということも、またお出しいただきながら、次回、入れ込んでいければということなのだと思いますけれども、今は特にこういう形でということとは、考え方としてこうしてもらいたいということだったと思います。

(野村委員)

この表現かなと思いますけれども、もう少し突っ込んだ表現力を持っていただきたいというところでございます。

(島崎会長)

この辺、事務局のほうはいかがでしょうか。

(事務局：大倉)

考えたいと思うのですけれども、具体的にどう展開していくのかという、かなり細かい部分は、それこそ皆様と一緒に考えていきたい部分がありますので、どのレベルまで踏み込むかということもあろうかと思うのですが、数値的な目標といたしますか、いつまでに何をみたいなどころになれば、福祉計画のほうで記載することが適当だと思いますので、そちらのほうでもご意見をいただきたいと思います。いずれにしても、また本日の意見を踏まえて再検討いたしますけれども、障がい者計画では、全体的な考え方として、詳細な取組はほかとのバランスもあって、ある程度のところまでかと思えますし、数値を掲げるものについては、福祉計画のほうでそこで表記するのがいいのかなとは思っております。

(島崎会長)

次の福祉計画のほうの具体的な数値目標のところと野村委員さんからのお話にもリンクする部分での話だったと思いますので、両方を見ながら、どういう形でというところで、また議論できればと思います。ほかにいかがでしょうか。

(遁所委員)

38 ページの災害時支援体制の整備についてなのですが、福祉避難所指定についてなのですが、なるほど福祉避難指定についてはきめ細かい支援が行えるようにということはあるがたいことなのですが、今回の福島県南相馬市から避難された人たちは、家を失ったりということで、新潟に長期いらっしゃいますが、今回、原発の関係で家族ぐるみで避難されてきた方が多く、福祉避難所という内容が厚生労働省の決めごとによって、障がい者1人、介助者1人という決めごとの中で、結局利用が黒埼荘の1件、1か所しかなかった。

実際には、6月27日現在で新潟県内には200人程度の障がいを持った人が避難してきたと。それを踏まえれば3分の1の人口を占める新潟市では、少なくとも70人から80人いてもおかしくない。70人から80人いた障がい者が広い体育館にしか行かなかった理由というのは、福祉避難所の決めごとが厚生労働省における障がい者1人、介助者1人ということで、家族全員避難できなかったという現状があることを踏まえ、ここのところにも突っ込んでいただければ、新潟市単独事業の福祉避難所の整備ということも考えていただきたいと思うわけです。つまり、人数の決めごとを取っ払ったものが必要かなと。

また、結局発達障がいの方は体育館では無理だったという。やはり周りの人の音に敏感に

反応されたり、個室とか、そういうところが必要であると。また、中越地震のときは、部落ごとに避難してきて、周りの人がいいよ、いいよという理解のもとで避難できたことに対して、こういう大震災と書いてあるならば、そういうことは今回の東日本大震災は難しかったということがありますので、福祉避難所の設置というものはありがたいのですけれども、さらに新潟市単独事業の福祉避難所の要綱の設置といいますか、それも考えて文言に入れていただきたいと思います。

(島崎会長)

ありがとうございました。改正基本計画の中にも、そういうことについては挙げられていますので、具体的にどういう書き方が市の取組としてどこまで入るかというあたり、少し検討していければと思います。

塚野委員から資料4でペーパーをいただいておりますけれども、ご発言いただかなくてよろしいですか。次の議題のところでもよろしいでしょうか。

(塚野委員)

私は、この骨子がこれでいいのかどうなのかと。追加したり、削除するところはないだろうかという見方で資料を見ただけで、個別の課題ごとにどうあるべきかというようなことについてはまとめておりませんので結構です。

ただ、ここに6項目と丸では19の項目が挙げてあって、すべて具体的に書いてありますから、何も説明する事項はないです。ただ、心配なのは、例えば4番にある相談支援体制。大部分が削除になっているのです。本当にこれは関係ないのと。むしろ関係ある部分があれば、残してほしいというように思うことが一つ。

それから、次の在宅サービスの充実の項目ですけれども、従来の計画だと、例えば必要な人が必要なサービスが受けられるように、サービスの質の向上に努めますと。こういう基本的に大事なことが削除されているのです。やはりこういった基本的に大事な理念となるようなものは削除してほしくないということです。

(島崎会長)

ありがとうございます。この辺は、目次の構成は変わらず、先ほども申し上げましたけれども、すでにセンターは設置しましたとか、そういう事業が済んだものはいいですが、継続するものももちろんあるわけで、そういう意味では、今、塚野委員がおっしゃったように、理念的などといいますか、市の姿勢、考え方を示している部分は、やはり継続して取り組んでいくのだということで、これは確かに見え消しでなっておりますけれども、先ほどの遁所委員のように、理念的なこと、考え方として、やはりこれは置くべきだという新潟市の取り組み姿勢ではないかという部分は残しておいていいのではないかと思いますので、その辺は精

査して、次回に出させていただくということなのだろうと思います。事務局、その辺はいかがですか。

(事務局)

今の具体的な部分については、いつは順番を入れ替えたために見えにくかったのかと思うのですが、**「必要な人が」**というフレーズは残してあります。

(柏委員)

医療と教育と福祉と総合的などということ、少し感じたことがあるのですが、精神障がい者の人たちが地域で暮らすときに、一番最初にかかわるのは不動産屋さんだったり、地域の自治会長さんだったり、地域の住民の人たちというところで、やはり暮らせるかどうかということは大きな問題になるのです。うちの子どもの関係で、実際に千葉の市川で体験があったのですが、いろいろなサービスもありますけれども、生活の基盤となるところでは、例えば福祉事務所のワーカーさん、それから不動産屋さんの係、実際にアパートを世話した不動産屋さん、それが大家さんといういろいろ掛けあうとか、非常に医療とかももちろんそうなのですが、医療がなかなか手薄になったときでも、命にかかわるところでは警察の生活相談課とか、そういうところの力で生活が持続できる場所があったのです。この計画の中で、先ほど教育のことでも通常学級ではどうということが出ていましたけれども、やはり一般の市民の中で生活をしていくのに必要な関係の人たちとの連携みたいなところがどこかに入っていないと、あくまでも障がい者だけとなると、先ほどの施設待機にしても、関係している人だけが一生懸命やるというような感じではひらけていけないのではないかとこの感じがしたので、理念の中でそういう部分を入れていくべきではないかと感じました。

(島崎会長)

ありがとうございました。

少し、障がい者計画のほうで骨子(案)を見ていただきながら、今、ご意見をいただいていますけれども、少しお休みして、次の議題にと思っておりますけれども、この障がい者計画につきまして、特にこの部分はということがありましたら、お気づきのところがありましたら、また今日の会議の終わるところまでにお出しいただければと思います。福祉計画とのリンクする部分もあるかと思っておりますので、また、そこでもご意見を出していただければと思います。

第2期新潟市障がい者計画骨子(案)について、いろいろこのように文言の修正ですとか、中身の書きぶりですとか、具体的なさまざまご提案等いただきました。それを次回までにまた入れて、さらに案づくりをしていくようにと思っておりますが、次回までにまたお気づきのところをご意見いただけるような形で、事務局から委員の皆様のほうにペーパーを配信

していただくなりしていただくようお願いしたいと思います。

10分ほどお休みを取って、時計ですと3時10分からまた再開ということで、少し休ませていただいて、次の福祉計画の協議ということにさせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

(休憩)

(島崎会長)

時間になりましたので、再開させていただきます。

それでは、今日の二つ目の議事で、第3期新潟市障がい福祉計画骨子(案)について、事務局からご説明をお願いいたします。また、障がい者計画のほうでお気づきのところ等もございましたら、今日、直接お話いただいたほうが一番いいと思いますので、まずは障がい福祉計画のご説明をいただいて、またお気づきのところを今日、会議が終わったところまで戻って、ご意見いただければと思いますので、よろしくお願いたします。それでは、事務局から資料5によりご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、資料5をご覧ください。第3期新潟市障がい福祉計画骨子(案)ということで、こちらは本日、お配りさせていただきましたので、一通り説明させていただきます。現在の第2期計画は水色の冊子になっております。それを基本といたしまして、作り替えたという前提で見ていただきたいと思います。計画策定の趣旨については、ほとんど変わっておりません。第3期についてはという部分を加えただけでございます。

2ページにいきますと、計画の位置づけ、それから、3基本的理念及び基本的考え方とあります。この3の基本的理念及び基本的考え方には、平成21年1月に改正された国の基本指針等に基づき、次のとおりとしますとありますが、平成21年1月以降第3期に向けての変更はございませんので、今回の基本的な考え方も前回は踏襲しているという形になっております。

それから4ページ、5ページにいきますと、相談支援の提供体制に対する基本的な考え方ということで、自立支援協議会の組織図等を載せてございます。それから、6ページには計画の期間、その他データ等を載せることになっておりますが、こちらのほうは今回の書類では省略をさせていただいております。肝心のご意見をちょうだいしたい内容は7ページ以降にありますので、そちらを中心にお話いたします。

数値目標を定めますということで、ではどのような数値目標を定めるのかということ、前回、

年度初めの会議からお示ししておりますけれども、これは拡大の部分が三つはあります。入所施設の入所者の地域生活への移行ということで、平成 17 年 10 月当時の身体、知的の入所者の数をいかに減らすかということで、地域移行者と削減見込みがまず一つ、数値目標としてあります。

この表の見方なのですけれども、一番上の行に基準の施設入所者数とあるのが、平成 17 年 10 月の数で 630。その下に目標値とありますけれども、今回、国の指針目標として示されているのは、3 割を平成 26 年度において基本と考えましょうということになっています。630 人に対する 3 割は 189 人になります。それから、削減見込みのほうは 10%削減を基本としましょうということになります。10%ということは 63 人がそれになります。それを基本として、地域の実情等を考慮して目標を定めましょうということになっております。

新潟市の第 3 期障がい福祉計画の目標値を考えるに当たりましては、国の指針が出てはいるのですけれども、まず地域移行の数、こちらは現計画 1 割というのは動きがありますので、達成可能な状況となっていました。そのままいくとどう推移していくのかということ単純に同じ傾きで考えると、平成 26 年度は 123 人、126 人のあたりは、自然に数はいきそうという推測が成り立ちます。

例えば、国の 3 割の 79 というところと、まだ開きがあるわけですが、これを見るとときに資料 7 をご覧いただきたいのですけれども、今、入所されている方が、果たして地域移行しなさいといったところで、実際、どういう形なのかというところを改めて考える必要があるかと思ひまして、市内外を問わず、新潟市の入所者、1 人、2 人のところは照会状を省きまして、3 人以上のところに調査をさせていただいたのですが、資料 7 の最後に調査票がありまして、今後、グループホーム・ケアホームや一般住宅への地域移行が可能と考える人はどれほどいますかと。その方たちはすぐ出られるのでしょうか。それとも、まだ先なのでしょうかというような調査をさせていただいたのです。

その結果が、詳しくはまた後で見ていただきたいのですけれども、資料 7 を一枚はぐって 1 ページのところに黒く囲ってあります。照会をして回答をいただいたところの入所者は 544 名。そのうち、120 名は可能であると考えられています。すぐ出られる人はどれくらいいるか分かりませんが、何かしらの条件がついても構わないのですけれども、入所施設が、その方にとって最適というわけではなくて、地域移行が可能だと考えられる人をお聞きしたところ、120 名という回答が得られております。そこから考えられることで、どのような条件を整備していくかというのは、市の政策なりの役割だとも思いますけれども、何かしら対応することにより、自然増だけ見れば 120 人程度に落ち着きそうな地域移行者数を、国の目標の 3 割である 189 人を目標として掲げるのが適当だろうという考えがありますので、地

す。こちらは、A型、B型のうちのA型の割合は30%を目指しましょう。目標にしましょうというものです。こちら平成26年度の見込みは入れておりませんが、平成23年度の見込みでどうかとなりますと、A型の見込みは48人、B型は847人ということで、895分の48は5.4%になります。こちら先ほどの就労移行の開きと同様に、実態としてかなり開きがあります。目標値を作る際に、地域の実情を考慮するという部分もありますので、そのあたりもどう設定するのが適切かということも、ご意見をいただきたいと思っております。

これらに関連するのですが、資料6は障がい福祉計画のサービス見込み量ということで、個別のサービスの今後の見込み。見込みと言っても、予測というよりは数値目標を達成するための個別のサービスの目標というようにとらえ方をしたいと思うのですが、こちらをそれぞれの事業で出しています。主に伸び率を考慮して出しているのですが、いくつかについては、ニーズ等を管理した見込みとしております。この資料の見方なのですが、それぞれのサービスがありまして、平成21年度、平成22年度、平成23年度の実績。今、平成23年度は見込みですけれども、それを計画と実績ということで二段書きしております。それから、平成24年度、平成25年度、平成26年度については、それぞれの考え方で見込みを出しています。平成24年度、平成25年度、平成26年度の中で二段書きのものがあります。それについては、伸び率だけではなくて、何かしらの考慮をして、上乘せをしたものになります。

例えば、2ページ目の生活介護については、18歳以上の障がい児施設入所者が数に加わることから二段書きになっておりますし、3ページの下の方では、ケアホーム・グループホーム。先ほど、資料5のところの数値目標で触れましたけれども、入所待機者を減らしたいということで、単純に数字合わせだけの数になっておりますけれども、今、待機者が約150人と。その方すべてが、グループホームが適しているわけではありませんが、150に相当する数のグループホームを3年で作ろうと。ケアホーム・グループホームの割合が3対2ですので、それを振り分けた見込み量をここでは記載しています。

また、4ページの一番上ですが、サービス利用計画作成というところで、制度が変わりまして、対象が大きく変更になりますので、それを踏まえた数字を入れてあります。

今、入所待機者の話をいくつか申し上げたのですが、資料7は今、実際に入っている方がどういう方かということで調査をしたものですし、資料8は、待機をしている方はどういう方なのか。希望しているので入所が適当なのでしょうけれども、実際、客観的といいますか、外から見た場合に施設入所の方が最適なのか。また逆にグループホーム・ケアホームでも対応可能なのかというところを、これは区の担当の職員のほうで少し見立てをさせていただいて、数字を取りまとめた表です。それによりますと、調査時点で143が待機のうち、資料8の4ページに黒四角で囲ってありますけれども、とにかく入所が必要なのだと

いう、適当と思われる方は109名いらしているという状況になります。こちらは待機者の状況ということで、参考にお伝えしたいということで、述べさせていただきました。

障がい福祉計画のほうで、委員の皆さんからちょうだいしたご意見としては、国の基本指針がそれぞれ数値目標にあります。数値目標の設定については、それを基本として地域の実情等を考慮して設定するということになりますので、新潟市の目標値をどう考えるか。現時点の実態を大分離れているものもいくつかありますので、それをどう考えるか。また目標達成のために資料6のほうで見込み量が関連しておりますけれども、そのボリュームが適切かどうか。また、さらに今回、具体的な方策は文書では書いておりませんが、取組としての何が重要なのかといったあたりをご意見としてちょうだいいただきたいと思っております。

私からの説明は以上とさせていただきます。

(島崎会長)

ありがとうございました。事務局のほうから第3期障がい福祉計画の数値目標、サービス見込み量骨子について、いろいろ聞き取りアンケートをした資料等も含めて、ご説明いただきました。これは、事前配付されていませんので、今日、初めてここで見るというような状況になりますので、国からの指針も含めて、それを反映させて作るということができたものというのが、次回になるのかと思いますけれども、今のご説明、資料も含めて、ご質問、ご意見を出していただきたいと思います。特に施設待機者の問題ですとか、地域移行の問題ですとか、具体的な施設への聞き取り等の資料も出てきておりますので、その辺のところも、先ほど野村委員さんから計画のところでご意見をお聞きしましたけれども、またさらにご意見をお出しただけであればと思いますし、就労に関しましても、関係の委員の皆様がいらっしゃいますので、出していただければと思います。どうぞ、ご発言いただければと思います。

(角田委員)

角田です。よろしく申し上げます。

福祉計画のほうの資料5の10ページの就労移行支援事業の利用者数の国のほうの目標が20%で、ここを市のほうの見込み数値をどうしましょうというお話がありました。それから、障がい者計画のほうの資料に戻らせていただくのですが、資料2の31ページのジョブコーチの活用についてというところを、盛り込んでいただいたというところがあると思うのです。実際に、障がいのある方の就職支援をしていくのが、就労移行支援事業所の役目と思いますが、ここではやはり障がいのある方たちが一般の就労を果たすためには、どうしてもそういったジョブコーチの支援なくしてはなかなか達成しにくい。あるいは一旦就労させても、そこを定着していく。そこのお仕事を継続していくということが、やはりセットで考えていか

ないと、ただ単に一回就職させました。はい、一、二か月して辞めてしまいましたというようなことになりかねないので、やはりとても大事なものだと思っていて、どこにこういったジョブコーチの活用というものが反映されていくのかということが知りたいのです。例えば、ジョブコーチを新潟市として養成します。養成研修みたいなものの予算化ができるのかなということが、一つお伺いしたいと思っています。

それから、もう一つ、予算のところとは絡むのですけれども、発達障がいに関するほうなのですが、やはりさきの障がい者計画の資料に、たくさん発達障がいのことが、今回、20ページにおいては、今後、療育相談体制の整備に努めていただけるとことが書かれてありますし、もう一つ、28ページにいきまして、早期発見、支援につながるためのうんぬんというところから、子どもの特性について理解できるような相談体制を整えていきますとあります。これが、新潟市発達障がい支援センター「JOIN（ジョイン）」のみの支援で補えることとは考えにくく、また各地域でのブランチ、発達障がいに関する相談支援を整えていくときには、地域各区一個ずつ発達障がいのJOINのもう一つの出先機関というのでしょうか、出先相談支援というようなブランチがほしいなと思うのですけれども、そういったところはどのような予算になって反映されるのかなということが知りたいと。この二つになります。よろしくお願いします。

(島崎会長)

障がい者計画と福祉計画は一体的にということで、新潟市もまとめて作っているという部分もありますし、障がい者計画のときも、どう実現していくのか。就労移行の支援のところの数値目標のところにも関連してくるということでのご発言もあったかと思います。そのところを事務局のほうでいかがでしょうか。

(佐藤障がい福祉課長)

今の予算との絡みですけれども、この前も申し上げたような記憶があるのですが、この計画は、こういう施策を市として、こういう方針でやっていきたいと思いますというもので、ここに例えばジョブコーチを入れたら、ここで何百万円予算をつけましょうというようなものではなくて、この計画に基づいて、個々具体的な事業を事業化して行って、その中でいくら必要ですよというにやっていくというような形になるので、ここで例えば、各区にブランチ方式で予算がいくらつくかというようなところまでは、ここでは出てこないということです。

ただ、予算とは関係ないのですが、発達障がいだけではなくて、例えば相談支援体制ですと、例えば子どもの相談を各区はなかなか無理なので、今年から2区に一人ずつコーディネーターを置きながらやっていきたいと思いますとか、そういう具体的なものは入りますけれども、さらにここでJOINのそういうものは出てこないということで、ご理解いただきたいと思

います。

(島崎会長)

具体的に課長さんのおっしゃる部分はそのとおりだろうと思います。ただ、障がい者計画の中にジョブコーチですとか、あるいは発達障がいの子どもへの支援として、サテライト的に、その機関のところで、相談支援とかできるような形にしていく方向性は、入れることはできるだろうというようには思いますので、そういうことは角田委員さんの話は、もしかしたら平成24年度予算にはならないけれども、平成25年あたりとか、そういうところで順次、進捗状況を見ていく中で、やはり障がい者計画に挙げたことは、具体的に新潟市としてどう進めていけるかということは、これまで進捗状況を検証してきたという中で、再度事業に反映させることができたと思いますので、そういう形で市が取り組むということが、少なくとも障がい者計画で見えるようになっていけばいいのかとは思いますが、具体的に来年度、何十万、何百万円つけますという形でなくても、3か年の中で進捗状況を図りながら、実現する方向性が、やはり市の考え方の中で取り込めればいかなということも含みだと思いません。

(佐藤障がい福祉課長)

当然、そうなると思います。ですから、逆に言えば、今までの振り返り評価から、先ほども、教育とも関係ありましたけれども、こういうところは非常に足りなかったよというように入れて、市としてやっていくというような計画を作っていて、それに向かってうちからは施策を作っていくという形になるかと思えます。

(島崎会長)

文言として、出るか出ないかはだいぶ違うかなと。これは少し変な言い方をしておりますけれども、検討しますではなくて、図りますというような表現になると、より行政としては積極的かなとは思いますが。

福祉計画について、ほかにはいかがでしょうか。

(野村委員)

これは相当頭が痛いですね。というのは、数字を見ますと、ものすごくアンバランスなのです。だから、クエスチョンマークで数字も決められないところがあると思いますけれども、私が少し質問をさせていただいて、その中で確認したいのですけれども、まず資料8の4ページ、(g)は何を意味しているのでしょうか。入所者の地域移行についてということなのでしょう。これは違いますよね。

(事務局：大倉)

失礼いたしました。待機者の最適と思われる居場所というようなことです。

(野村委員)

これを見ますと、入所者がこうなっているということではなくて、そういう意味で、文言は違うと思います。

それから、本当は、頭が痛いというのは、市役所の立場で言っているのでしょうけれども、これは相当できる数字ではないと思います。というのは、ケアホームを3年間で入所の待機者の解消を目指す。すごい目標は結構でしょうけれども、50人も出るかどうかです。皆さん、アンケートを取りましたら、その中で条件がクリアすればできます。

もう一つ質問しますけれども、資料7の2ページを見ていただきたいと思うのですが、今後、グループホーム・ケアホームや一般住宅への地域移行は可能かどうかと言っているのです。544のうち98%、要するに3番目のところに時期が不明だが、将来地域移行が可能な人数は今、121と出ているのです。これは、施設に対して入っている方が121名出てもいいですよと言っているのです。ところが裏側にこの条件がいっぱいあるのです。この条件をクリアするかどうかの問題なのです。ですから、半年とか、1年で出たい人は2人しかいないわけです。実際、できないということを行っているようなことだと思います。ですから、それは数字をいくら置き換えてもならないと思っております。ですから、できない数字を挙げるよりは、もっと現実的な数字を持ってきて、それを一つずつクリアしていく。こういう目標が必要ではないかと思っております。

もう一つ、質問をさせていただきますけれども、今度は資料8の施設入所と申しますか、待機者の調査です。これは施設入所の待機者の調査ですから、どこでやったかと言いますと、市の保健福祉部の方がやったということです。ですから、行政側から見た施設は、施設に入りたい人。どう見ても百何十人待っているということは事実なのです。次の早急な入所が必要、入所が必要、3番のグループホームが必要というのは、グループホームは一つに4人しかいないのです。これも実態を離れているのではないかと思います。

この実態調査は、前に私の提案の中にも触れておりましたけれども、実態調査がされていないのです。ですから、皆さんが目標の中で50人を目指すといっても、だれもがどこでしてくれるのかということが、ものすごく疑問でしょうがないのです。ですから、この三つ、目標数値とか合わせていくと、本当に頭が痛いなということが現実の問題だと思います。ですから、これを一つ一つ、少し時間をかけてじっくりと、待機者問題をどうするかということを実際に考えていただきたいと、先ほど言ったとおりです。

私が、先ほども少しお話ししましたように、国の目標が決められているのは分かります。30%とか、10%とかありますけれども、逆に待機者の問題は市独自でどうやって減らすかという目標を立て作っていただきたいと思っています。その目標は、どうやってしていくかと

ということが、逆の意味から解消することを本当に真剣に考えていいのではないかと考えておりますので、逆転案で申し訳ないですけれども、それももし入れていただければ、ありがたいと思っております。今までに思ったところは以上です。

(島崎会長)

具体的に、このようにしたらということは、野村委員の法人のほうでは、実際に今年度ケアホームを2棟お造りになるということをお聞きしていますけれども、具体的な取り組みをされているところで、一事業所として、こういうことであれば、ケアホームにもっと取り組めるとか、自分のところだけではなく、もっとほかのところもできるのではないかとか、あるいは待機者への対応として、どのような形でやっていけばいいのではないかとかといった具体的なご提案をざっくりしていただいたほうが良いような気がします。今のお話をお聞きしながらそう思いましたので、できればお願いします。

(野村委員)

そのことは、資料7に、入所施設の地域移行についての調査がありました。その3ページ、4ページ、5ページに、ケアホーム、グループホームがこういうことをしてもらえばできますよということがいろいろと書いてあります。これらは相当難儀な話なのです。多分、私だけではなくて、皆さんの施設の方、これからケアホームを造ろうと思っている方も、この辺の難儀さがあるのだから、なかなかできないという実態があります。例えば世話人の専門性の問題とか、まず人の問題にけりがつかないということです。これは、私だけがお話してもあれでしょうから、例えば岩崎委員もおられますし、ほかの方がケアホームを造ろうと思っている方もおられると思いますので、例えば3ページに長々と書いてありますけれども、これらを見ても、本当に簡単にできないということを言っていると思います。それが簡単にできるようだったら、今までも造っていると思います。できていないから、私はお話しているのです。そういう意味では、私一人ではなくて、岩崎委員たちもそうだと。

(島崎会長)

岩崎委員、ぜひご意見をいただければと思います。

(岩崎委員)

私どもでは、グループホーム、ケアホームが5棟がありまして、そのうちケアホームが2棟あるのですが、利用者が16名です。男性7名、女性9名なのですが、整備することの難しさというのは、正直言ってそれほどないと思います。借地でもオーケーですし、借家でもオーケーです。例えば私どもの例でいうと、定期借地でお借りして建物を建てました。20年償還です。地代と家賃の償還分を利用者が払うわけです。施設は一切もたなくていいわけです。大体成人を迎えている方々なので、障害者基礎年金をもらっていますので、その枠内

で考えると、利用料を全部含めて大体賄えるのです。問題はやはりマンパワーなのです。

今の給付だけでは、程度区分にもよるのですけれども、開設当初というのは、我々にとってはよかったのですけれども、最近、非常に厳しいのかどうなのか、まあいい区分にならないのです。車いすを利用している方なども、私どものケアホームにおられるのですけれども、いろいろな意味で、体制をきちんと整えるためには、確かに休日の日中活動の対応であるとか、そういうことも含めて、やはりマンパワーが一番の問題だと思っています。ただ、箱物とすれば、あえて国や市から補助金をいただかなくてもいくらかでも整備はできるのです。もちろん地域の理解が必要です。資料の4ページに書いてあるあたり、確かに医療的なケアであるとか、そういうことも非常に心配で、例えば糖尿病の方などもいらっしゃるのですけれども、注射をしなければいけないということもありますので、いろいろな意味で、バックアップ施設との連携をどうやってとっていくかということも含めて、その辺が解消できれば、私は意外に簡単なのではないかと思うのですが、問題は給付単価が安い、人が来ない、過重な労働を強いられているというところが一番の問題だと思っています。

(島崎会長)

具体的なご発言をいただきました。ありがとうございます。障がいに関しては三障害ということで、ケアホームといった場合、知的障がいから身体障がいからいろいろな方が利用されるという意味では、スタッフが重要で、医療サービスができる人の配置ですとか、いろいろところで、岩崎委員がおっしゃったように、人的配置のところでは財源的にも難しいところをどうクリアしていくかということだと思いますけれども、施設を造るには、バックアップ施設があればかなり実現可能な部分も見えてくるわけです。今回の資料7を読み込みながら、具体的に事業所と連携しながらどこまで取り組めるのかということも少し考えていく必要があるのではないかと思いますので、これは今日で結論が出にくい部分だと思いますので、次回どう乾かされるかということで、引き続きさせていただければと思っています。

いかがでしょうか。障がい福祉計画につきまして、資料5で骨子が出ました。

(遁所委員)

心配になっているのが、資料6の居宅の介護の伸び率と重度訪問介護の伸び率を見ると、財政破綻しませんかという感じなのです。この時間数を確保してくださるならば、大変ありがたいのですけれども、いいのですかということです。総合福祉法では、「重度訪問介護」という名前が「パーソナルアシスタント」という制度に変わると。これは変わるかどうか分からないのですけれども、それは踏まえなくて、現状のサービスとしての書き方にしているのですね。そういうことでいいのでしょうか。

(島崎会長)

事務局からご説明いただきたいと思います。

(事務局：大倉)

重度訪問介護の居宅介護ですが、ここで算出しているとおりに見込みが必要であろうということで、本日、数字を用意したわけですが、心配をいただいたご意見だと思います。改めて数字を見つめ直したいと思います。

(島崎会長)

遁所委員からは、大丈夫ですよと軽く答えていただきたかったという話だと思います。そういういい話はいろいろと出していただきたいと思います。

(野村委員)

先ほど短期入所の話をしなかったのですけれども、資料6で短期入所がものすごく増えているのです。本当にこれは増えるのでしょうか。もう受ける場所はないのです。そのことと連動していないのではないのでしょうか。今、短期入所は稼働率で六十何パーセントとおっしゃいますけれども、どういうことでこの数字になるのかという根拠を聞かせていただきたいと思います。というのは、通所がそういうことをするのかどうか、その辺の問題も含めて、私には理解できないと思います。人数も72名も増やすのです。2,200から1,500で900人も増やすわけですから、これは、今までのものを見たら、莫大に数字が増えておりますので、これは無理かなと思っています。どうしてもしなければならぬ数字なのかどうか分かりませんが、先回のときそうですが、ここまでもっていくことは実際にいらぬのです。その数字をあてられて、私どもが見て行って、3年経って、結果はこうなりましたで終わりでは何もならないということを言いたいのです。

(島崎会長)

事務局からお願いします。

(事務局：小林)

介護給付係の小林でございます。

今、ご指摘がございました短期入所の件と、先ほど遁所委員からありました生活介護についても少し触れたいと思いますが、まず、短期入所の件でございます。両事業ともそうなのですが、我々も計画の数値を設定する段階で非常に悩んでいたところでございます。今のところこれは、ご覧のように伸び率が出ておりますけれども、実は、この伸び率の中には稼働率を満たしているところ、満たしていないところとか、そういった素材の内容も考えて、確かにおっしゃるように、数値は大きいですが、むしろ足りないのではないかというご指摘を受けのではないかと思っただけだったのですが、今おっしゃったように、もう少し現実を

見て判断すべきだということを踏まえたと、今ございますアンケートなどをもう少し分析等をして、その理由と数字が申し上げられるように、もう一度煮詰めてみたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(野村委員)

ぜひお願いします。

(事務局：小林)

先ほど遁所委員からございました、生活介護の数値につきましても、実は旧体系の施設が新体系に移行してきている年代でございましたので、その部分を加味しないように伸び率を出しているところなのですが、実態として、際だって生活介護の伸び率も高くなってきているのが現状でございます。これも同じように考慮する部分と、ここには18歳以上の、児童福祉法の関係で入ってこられる方々も加味しておりますけれども、金額の面、人数の面がもう少し皆さんから信頼を受けるかどうか、説明ができるような形をもう一度考えたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

(島崎会長)

この辺のところは、具体的に野村委員から非常に難しい部分があるということと同時に、個別的看着ていったときに、困難な状況にあるところはきちんと手当していかなければいけないということだと思いますので、そこら辺は、数字的なところ、財源的なところだけで見ないで、個別に、こんな支援があればもう少しスムーズに行くのではないかとということには、当然、お金をかけていかなければいけないというのは、施策として持っていないとまずいわけですので、そここのところをご説明いただけるようにしながら、目標数値なりサービス量を出していただきたいと思っております。

福祉計画のところ、今日、山賀さんからおいでいただいておりますけれども、今のところなどは、居宅で生活されている方の人数と非常に密接な部分だと思いますので、ありましたらご意見をいただければと思います。

(自立支援協議会：山賀会長)

委員の皆さんがおっしゃったように、多分、機械的に地域移行の数からいろいろなものを算出するとこのようなデータがでるということだと思うのですがけれども、具体的に、実は、このような矛盾というか、しわ寄せと言ったらおかしいですけれども、机上で考えたとおりにはいかなくなると、まさに自立支援協議会がさまざまな地域からいろいろな問題があがってくるのではないかとと思うのです。ですので、むしろ、先ほど野村委員がおっしゃったような、非常に現実離れしたことをやろうとすると、どこかにしわ寄せがくる。それはどこへいくのかというと、地域に住んでいる利用者さんとその家族に直接それが出てくる。自立支援

協議会の中でも具体的に、こういう矛盾が出てきているということになってくるのが、十分予測されるでしょう。まさにそういうところで、目指すものと、実際、私たちが日常生活の中でやれるスピードの感覚というもののギャップが大きいと、いろいろな弊害が出てくるのかなという印象を持ってお話を伺っていたところです。

先ほども岩崎委員から、グループホーム、ケアホームを運営しているということであれば、私のほうも生活介護の施設を運営しておりますけれども、地域移行をする中で、障害程度区分の高い方、ケアホーム、グループホームもつくったら、日中活動はどうするのだという部分で、生活介護を利用される方も増えてくる。そうすると、場合によったら50代、60代の方が生活介護を利用したときに、どういうサービスが提供できるのかなと。高齢者の施設と障がい者の施設のちょうど狭間のような皆さんに、どのような福祉サービスが提供できるのかと。量ではなくて中身の問題が議論されてこなければいけなくなることが予測されるのではないかと。いずれにしても、そのような印象を持ちました。

(島崎会長)

貴重なご意見ありがとうございます。まさに、いろいろな事例検討といいますか、ニーズとしてあがってくるところが、今のような仕組みのところのしわ寄せだったり、ひずみだったり、あるいはいい効果が出ているということももちろんあると思いますけれども、現実的なところで少し見ていかなければいけない部分もあるというお話だったと思います。基本法や障害者の権利宣言などのところでもそうですが、ライフステージといいますか、10代、20代の障がいがある方の場合は、継続的な支援が必要ですし、ライフステージごとの支援をどうしていくかということだと思います。基本法の障がい者の定義のところにも、「社会的障壁」という部分が出ていますけれども、それは、ライフステージごとに生きにくさといいますか、障害種別だけではなくて、環境的に障壁になるところがあるということです。そこに対応していかなければいけない。

今、山賀会長が言われた、50代、60代の人に日中活動の場面として、どのようなサービスが提供できるのかということが、障がい福祉の場合は非常に重要で、10代、20代、30代というライフステージ全体をとおしてどのような支援ができるのかというのは、今後、施設にしろ、地域にしろ求められるのだらうと思いますので、その辺も障がい者計画なりのところに落とし込んで福祉計画を作っていかなければいけないのではないかと考えておりますが、ご意見はいかがでしょうか。福祉計画については、今、いただいているご意見などを少し反映させた形で、次回に作り直して持ってくるということになったと思います。

(熊倉委員)

今、自立支援協議会のほうのお話もいただいて、少し感じているのですけれども、今年の

自立支援協議会の中でも、江南区の特別支援学校の先生の資料で、特別支援学校の卒業生がこれだけ出てきますという資料が出てまいりました。今、ネットで西蒲高等特別支援学校の曾根先生が事務局になった、新潟市、燕市、弥彦の地区の施設の受け入れ可能状況の調査が行われています。調査対象なのか、回答があったのか、129 施設について受け入れ可能人数がありとかなしとか、2名とか3名と書いた資料が出ております。この推進協議会もあり、自立支援協議会もあって、こういったことに対する対応というのは現実にはどのような形で動いていくのかとういのが、いまひとつ分からない点があります。その辺についてのご教授をお願いしたいということと、福祉計画のほうの自立支援協議会の絵の中に、障がい者団体が一つ入ってきてもおかしくないのではないかと思います。4 ページの図などは、そういう看板を一つ入れるわけにはいかないのでしょうか。

(島崎会長)

熊倉委員の意見に関して、ほかの委員の方、あるいは山賀会長から、あるいは事務局からご意見やご説明をいただければと思います。

(事務局：大倉)

4 ページの図についてですが、障がい者計画のほうでも、当事者の意見をというくんだりも、熊倉委員のご発言を受けて考慮した部分もございまして。当然、福祉計画も連動を図るべきものですので、表現としてどういったものかということもまた検討いたしますが、決して意識的に取り除くものではないと思われまので、検討いたします。

もう一つの、卒業生の進路のあり方をどこが中心に考えて、話をもっていくのかということだと思っておりますが、今のところ、それぞれで受け止めてといったようなところがありますので、それは整理をして、子どもたちが困らないようなことが一番大事だと思いますので、障がい福祉課の中で整理をして考えていきたいと思っております。そのあたりは、たしか前回の10月7日の自立支援協議会でも問題提起されていた件かと思っておりますので、改めて認識させていただきます。

(島崎会長)

自立支援協議会に関しては、当事者の声がどういう形でといいますか、参加、参画がどういう形で可能なかというところの整理だと思いますけれども、この辺で山賀会長、事務局のほうで何かコメントありますでしょうか。

(事務局：小林)

このお話につきましては、前回の推進会議でもお話がございまして、ご意見として受け止めておりますので、組織としては今、大変大きくなっておりますので、今、おっしゃっていただいたのは、全体会においてということではないでしょうか。ピラミッドの絵の中での話は。

(熊倉委員)

大変欲張っているいろいろなと言いましたので、分かりにくくて恐縮です。4ページのところでは、とにかく団体のことについて触れてほしいということで、その辺はお答えいただいたと思っております。

もう一つの問題については、ごく具体的に言えば、学校の先生の調査の資料、受け入れ可能状況の資料、それぞれをそれぞれに考えて、お互いに話しあうというのは大変重要なことだと思いますけれども、ごく普通に考えてみたときに、例えば区ごとの障がい者の数だとか、そこを住所地とする生徒さんの数だとか、卒業との関係だとか、各区ごとの、恐らく進路先になるであろう施設の比較といった資料を情報として共有して、そこそこいい具合になっているところなのか、あるいはこの辺が全く空白だとかという情報も含めて、その情報を共有したうえで、各事業者が対応するとなれば、事業者の動きやすいのではないかという気がいたしまして、そういった意味のある動きというのは、私ども全体としてどういう形で実現すべきなのではないかということをお願いいたします。これはお互い様の話なので、今、答えをもらうという、自分を別に置いたような立場だとは思っておりませんので、率直にそのように思いました。

実は、学齢期の会員さんから聞かれております。どこをどういうふうに押せば、テレビみたいなもので、どのスイッチを押したらどういうものが出てきて、うまい具合にいくのでしょうかと言われておりますけれども、確かにどういうふうにすればという仕組みを私どもはまだ明確に持っていないような気がします。私の勉強不足かもしれないと思いつつ聞いてみたということでございます。よろしくお願いいたします。

(自立支援協議会：山賀会長)

会長という立場での発言ではないということでご了承いただきたいのですが、実は私どものほうも、卒業後の進路先として、現在、地域活動支援センターの立ち上げについて検討しているところです。ただ、法人内で、今の熊倉委員のおっしゃっていることに通じるものだと思うのですが、新潟市から何か言われているのかという発言が法人内ではあるのです。例えば地域活動支援センターを立ち上げましょうというのは、だれが旗を振るのか、音頭を取るのか。立ち上げようという法人に対して、行政から何かしらの支援があるのか、ないのかとか、そういうものが今、もうしからしたらスイッチ、仕組みというか、社会資源が足りないなと思ったときの仕組みで、今どういう形になっているのかということなのだと思います。

例えば介護の分野だと、全部が一概には言えないのかもしれないのですが、先ほどから計画の中で数値目標があると、行政のほうも、これだけのベッド数を確保したいから、

法人さんのほうで何とか、補助金を出しますから、法人のほうも自己負担して、施設を建ててくださいという働きかけが実際にあります。

しかし、障がいのほうというのは、そこまでの働きかけをしないで、法人のほうから自主的に手を挙げないと、なかなか動いていただけないのが現実です。そうすると今度は、まばらに出てくる。では私たちがやりましょうかと。今度は出過ぎてしまって、コントロールすることができなくなってしまって、結局、卒業する生徒さんたちが、どこを希望すればいいのかということで、選択肢が定まらないということが出てきてしまいます。結局、手を挙げたところに人が集まらなくなって共倒れになってしまうと。以前にも、江南区のほうでもお話をさせていただいたのは、行政のほうももう少しそういうところのコントロールをしたほうがいいのではないのでしょうか。そのほうが確実にきちんと社会資源の確保につながるのではないのでしょうかと、個人的には言ったことがあります。

(島崎会長)

ありがとうございます。

事務局のほうはいかがですか。取り組みについて。

(佐藤障がい福祉課長)

今、山賀会長がおっしゃられたことは、多分、そういうところは行政としては今まで認識が足りなかったのではないかと。ざっくばらんに申し上げますと、予算との絡みや、そういうものを我々はつい考えてしまって、介護だとある程度法的な、法律に基づいたものや、高齢者大きな施策がどんと出ると、そこでやれるという部分は、新潟市の場合には非常に大きなところで進んでいるのですが、障がい者というところ、そこら辺がないと。私なども福祉事業所の方に、皆さんのほうから、何とかやりたいという声を挙げてくれという話を今までしていたわけですが、逆に、今、会長がおっしゃるように、市のほうからも、これだけ造りたいので、お金も何とかするから、何とか頑張って事業化してくれといった働きかけが少なかったというのは、私も重々認識しております。逆に、これからそういう方向で、今、入所施設の話がありますし、生活介護施設の話もありますし、短期入所をどうするか、これは入所施設も絡んでくるのですが、そういうものをどうやって具体的に整備していくかということ、私どもはつくって、市役所内でオーソライズして皆さんに出していくということが、今まで非常に少なかったと認識しておりますし、反省もしております。そういう形でやっていくべきだろうとも思っております。

(島崎会長)

熊倉委員、よろしゅうございますか。ニーズを整理して、それをできるだけ身近なところに引き寄せて、高齢者の方が利用しやすいように、見える形にしていって、行政と民間と地

域と連携しながらサービスをつくっていくといえますか、社会資源をつくっていくということも必要ですし、市はさらに積極的に先導的に今後取り組んでいくという事務局のお話だったと思います。

今のお話に関連にして、あるいはこのことについてはということで、時間的にあとわずかでございますので、今日あれはご発言をお願いします。

(塚野委員)

私は自立支援協議会を傍聴させていただいたのですが、その率直な意見ですけれども、自立支援協議会で一番要になる機関は何かといたら、運営事務局会議だと思います。構成メンバーなども見て。それを見ると、内容としても、2か月に1回やるには、運営をスムーズにするためにやっているといった印象を受けるわけです。それだけではなくて、課題解決のために、具体的な研究や調査をやって、具体的な提案をするというところで目指してほしいと思っているのです。ここの一番下に、専門部会というのがあって、それなりに一定の役割を果たしておりますけれども、その報告書の内容を見ると、率直な印象ですけれども、やや具体性に欠けるということと、このようなものを作って報告を出しても、この報告を市がどのような位置づけをしているのか。市としてはこういう報告をきちんと分析して、可能な部分については施策に反映するという意思表示をしてもらわないと、部会の人も張り合いがないと思うのです。

(島崎会長)

ありがとうございます。

推進協議会と自立支援協議会と連携協働しながら、市の問題、課題解決力を上げていくということは、塚野委員がおっしゃるとおりだと思います。事務局からお願いします。

(佐藤障がい福祉課長)

今の塚野委員のご発言について、傍聴させていただいて、内容はご存じでしょうけれども、今おっしゃるとおりで、うちのほうも、運営事務局会議が要になって、各区の自立支援協議会でやって、それを市全体としてあげていかなければならないようなものをここで整理して、こういう形でこういうものをことで、全体会にあげていくような形でやっていかなければならないということで、これは先月の自立支援協議会でもお話し申し上げたところです。

部会につきましても、今回の自立支援協議会は10月にやったので、部会から最終報告が出ております。それを、うちのほうも、すぐに生かせるもの、時間がかかるものとありますが、極力、特に予算要求のほうに結びつけて生かしていきたいと。例えば移動支援部会はずでに終わっておりますが、それによって改善してきた部分もありますし、そういった形で生かしていきたいと。ただ、移動支援も、部会でいただいた課題を全部解決しているわけではな

いのですが、そういう形で部会をやっていくということで、自立支援協議会の部会の皆さんにもお話し申し上げているところです。

(島崎会長)

自立支援協議会については、次年度以降、さらに施策と連動させながらというところも求められてくると思います。中身が見える形にといいますか、共有していけるといいなと思います。施策推進協議会でそれを具体的に、こういうニーズがあるのだなど。これをどうしていったらいいのだろうかということですか、市民がそのことについて少し共有して、自分たちが持っている地域の中の社会資源力をいかに高めて作っていくかということも、地域の課題解決力につながっていくと思いますし、そういうことを新潟市がもう少し共有できるといいのではないかと思います。課長からも、事務局からも、それに向けてということだというふうにお聞きしました。次年度以降、この辺はさらに求められるところだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

二つ目の議題の「第3期新潟市障がい福祉計画骨子(案)」につきましては、今日、資料として手元にきたばかりですので、次回まで、国の指針がということもありますけれども、これについてはまた戻していただくといいますか、委員のところに、次の会議の前に、少し早めに、今日の部分、できるだけ完成度の高いものにとということが、次回、その次に出てくると思いますので、障がい者計画もそうですけれども、福祉計画につきましては、今日、かなり率直なご意見も出てきたと思いますので、そこら辺のところを記載したものを委員にお送りいただければと思います。また障がい者計画と同様に福祉計画につきましても、委員の皆様からお気づきのところをご意見、ご質問、提案等をいただけるような形で、それぞれの委員にメールなり郵送なりでいただけるようにしていただければと思います。

まとめきれずに大変申し訳なくと思いますが、今日の議事につきまして、今どうしてもということがございませんでしたら、事務局にマイクをお返ししたいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。

議事は終了したのですが、次回のスケジュールということで日程調整をさせていただきました。正式な案内は後日させていただくのですが、12月1日ということをお願いしたいと思います。皆様の参加が一番多い日程が12月1日になっておりましたので、よろしくお願ひいたします。会場はこちらの予定ですが、正式な案内は改めて送らせていただきますので、よろしくお願ひいたします。もう1回の分の日程調整も平行して行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

(司 会)

島崎会長には、長時間にわたり議事進行いただき、ありがとうございました。委員の皆様にも活発なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上で、平成 23 年度第 3 回新潟市障がい者施策推進協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただき、ありがとうございました。